

○壬生町立小・中学校通学区域に関する規程

平成9年8月7日

教委規程第2号

改正 平成13年3月28日教委規程第1号

平成18年12月27日教委規程第1号

平成22年1月19日教委規程第3号

平成25年1月31日教委規程第1号

平成27年3月27日教委規程第1号

平成30年2月1日教委規程第1号

平成31年3月13日教委規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1項第4号の規定により、壬生町立小・中学校通学区域に関し必要な事項を定める。

第2条 壬生町立小・中学校通学区域は別表のとおりとする。

(通学)

第3条 保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者）は、児童、生徒を住所の属する通学区域の小・中学校に通学させなければならない。

(通学調整区域)

第3条の2 壬生小学校通学区域のうち下表町、中表町、東下台、旭町、星の宮、下台団地、駅東及び県営壬生住宅の通学区域に住所が属する児童の保護者は、通学調整区域として、前条の規定にかかわらず、藤井小学校に通学させることができる。

2 壬生小学校通学区域のうち、前項を除く通学区域に住所が属する児童の保護者は、藤井小学校の1学年が25名を超えない範囲で同小学校に通学させることができる。なお、この場合、通学は保護者の費用負担と責任において行うものとする。

3 前2項の規定により、藤井小学校へ通学させようとするものは、藤井小学校就学届出書（様式第1号）を壬生町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

4 虹の杜に、住所が属する児童の保護者は、第3条の規定にかかわらず、壬生北小学校又は安塚小学校のいずれかに通学させることができる。

5 前項の規定により、通学させようとするものは、就学届出書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

(学区外就学)

第4条 壬生町内に居住する保護者が児童・生徒を通学区域外の町内の小・中学校に通学させようとするときは、学区外就学許可申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請について学校教育法施行令（昭和28条政令第340号）第8条の規定に基づきその可否を決定し、学区外就学許可通知書（様式第4号）又は学区外就学不許可通知書（様式第5号）を保護者に通知するとともに、学区外就学を許可

した際は、学区外就学について（通知）（様式第6号）を当該学校長に通知する。

3 前2項の規定にかかわらず、次条第5号及び第6号に該当するときの指定校の変更に
かかる申請及び許可又は不許可の手続き（様式第5号による通知を除く。）については、
壬生町立小学校小規模特認校制度に関する要綱（平成30年壬生町教委告示第3号）の
定めによる手続きをもって、当該手続きがなされたとみなす。

（申請を相当と認める事項）

第5条 学区外就学の申請は、次の各号の一に該当する場合は相当と認める。

- (1) 学期途中の住所異動により通学区域を異にしたとき。
- (2) 身体等の理由により、指定校に通学することが著しく困難と認めたとき。
- (3) 学校教育法第81条の学級に入級する場合、又は入級者が住所異動により通学区域
を異にしたとき。
- (4) 家屋建築等により学期途中で転校が見込まれる場合は、その期間中とする。
- (5) 壬生町立小学校小規模特認校制度に関する要綱に基づき、小規模特認校への児童の
就学を認めたとき。
- (6) 前号の小規模特認校を卒業する見込みの児童又は卒業した生徒が、当該小規模特認
校の通学区域を含む中学校の通学区域内の中学校への就学を希望している場合におい
て、当該就学を認めたとき。
- (7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

（区域外就学）

第6条 この規程は、町外に住所を有する保護者が児童・生徒を町内の小・中学校に通学
させようとするときは、学校教育法施行令第9条に基づき準用する。

2 前条第1号により申請を相当と認める期間は、当該学期終了までとし、小学6年生及
び中学3年生の場合は学年終了までとする。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年教委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第3条の2の規定は、平成14年度以後の
入学児童について適用する。

附 則（平成18年教委規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規程第3号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年教委規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年教委規程第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年教委規程第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年教委規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

学校別通学区域一覧表

学校名	通学区域
壬生小学校	下表町 中表町 下横町 今井 上表町 東下台 城東町 舟町 栄町 仲通町 上通町 三好町 旭町 万町 上新町 下馬木 西高野 城内 城南 星の宮 車塚 下台団地 駅東 県営壬生住宅 釜ヶ淵 福和田
藤井小学校	馬場 原宿 田向稻荷内 上坪 前宿坪 台坪 (第3条の2第1項の規定による通学調整区域 下表町 中表町 東下 台 旭町 星の宮 下台団地 駅東 県営壬生住宅) (第3条の2第2項の規定による通学調整区域 下横町 今井 上表町 城東町 舟町 栄町 仲通町 上通町 三好町 万町 上新町 下馬木 西高野 城内 城南 車塚 釜ヶ淵 福和田)
壬生東小学校	至宝町北 ひばりヶ丘 六美町南部 六美町中央 至宝町 南落合 国 谷中央 国谷南 国谷新田 あげぼの 国谷本田
睦小学校	六美町北部 緑町一丁目 緑町二丁目 幸町一丁目 幸町二丁目 幸町 三丁目 幸町四丁目 おもちゃのまち いずみ 緑町三丁目 緑町四丁 目 若草
稲葉小学校	原坪 鹿島 下馬木(稲葉) 下町 上町 本郷 松原 東原 鯉沼
羽生田小学校	西部 中央 北原 台宿 下坪
壬生北小学校	北小林 上田 中泉 助谷 助谷原 獨協医大職員寮 (通学調整区域 虹の杜)
安塚小学校	安塚一 安塚二 上長田 安塚三 安塚南部 安塚中央 (通学調整区 域 虹の杜)
壬生中学校	下表町 中表町 下横町 今井 上表町 東下台 城東町 舟町 栄町 仲通町 上通町 三好町 旭町 万町 上新町 下馬木 西高野 城内 城南 馬場 原宿 田向稻荷内 上坪 前宿坪 台坪 星の宮 至宝町 北 ひばりヶ丘 六美町南部 車塚 六美町中央 下台団地 至宝町南 駅東 県営壬生住宅 釜ヶ淵 原坪 鹿島 下馬木(稲葉) 下町 上 町 本郷 松原 西部 中央 北原 台宿 下坪 東原 鯉沼 福和田
南犬飼中学校	六美町北部 緑町一丁目 緑町二丁目 幸町一丁目 幸町二丁目 幸町 三丁目 幸町四丁目 おもちゃのまち いずみ 北小林 安塚一 安塚 二 上長田 上田 中泉 助谷 助谷原 落合 国谷中央 国谷南 国 谷新田 獨協医大職員寮 緑町三丁目 緑町四丁目 あげぼの 安塚三 安塚南部 若草 国谷本田 安塚中央 虹の杜

様式第1号(第3条の2関係)

藤井小学校就学届出書

年 月 日生

児 童 氏 名

保 護 者 名

保護者との続柄

現 住 所

電 話 番 号

上記の者を藤井小学校へ就学させたいので届出いたします。

壬生町教育委員会 様

年 月 日

保護者名



様式第2号(第3条の2関係)

就学届出書

年 月 日

壬生町教育委員会 様

(保護者)

住 所 壬生町

氏 名

電話番号

壬生町立小・中学校通学区域に関する規程第3条の2に基づき、下記の者を就学させたいので届出いたします。

記

住 所	
ふりがな 児 童 名	
生 年 月 日	年 月 日 生 第 学年
就 学 校	壬生北小学校 ・ 安塚小学校

様式第3号(第4条関係)

学 区 外 就 学 許 可 申 請 書

年 月 日生

児童(生徒)氏名

保 護 者 名

保護者との続柄

現 住 所

電話番号

上記の者を下記により学区外就学させたいので許可されるよう申請します。

記

所在地における 就学指定校	
就学希望校	
許可希望期間	
申請事由	

壬生町教育委員会 様

年 月 日

保護者名



様式第4号(第4条関係)

壬 第 号
年 月 日

様

壬生町教育委員会

学 区 外 就 学 許 可 通 知 書

年 月 日付で申請のありました学区外就学について、下記のとおり許可いたします。

記

児童・生徒氏名 (学 年)			
生 年 月 日			
現 住 所			
保 護 者 氏 名			
住所地における 就 学 指 定 校			
許可した学校名			
期 間			

様式第5号(第4条関係)

壬 第 号
年 月 日

様

壬生町教育委員会

学 区 外 就 学 不 許 可 通 知 書

年 月 日付で申請のありました学区外就学について、審査しました結果、現在指定されている通学区域を厳守すべきであると判定いたしました。

つきましては、通学区域厳守の趣旨を十分ご理解のうえ、下記のとおり通学されるようお願いいたします。

記

児童・生徒氏名 (学 年)			
生 年 月 日			
現 住 所			
保 護 者 氏 名			
住所地における 就 学 指 定 校			

様式第6号(第4条関係)

壬 第 号
年 月 日

学校長 様

壬生町教育委員会

学 区 外 就 学 に つ い て(通知)

標記の件について、学校教育法施行令第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

児童・生徒氏名 (学 年)			
生 年 月 日			
現 住 所			
保 護 者 氏 名			
住所地における 就 学 指 定 校			
許可した学校名			
期 間			